

(別紙)

「赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業」

【対象活動の具体例及び対象となる経費】

対象活動	具体例	対象となる経費
①ご近所福祉ネットワーク活動	世代間交流事業	事務消耗品費
	声かけ、見守り活動	ユニフォーム作成費
	福祉マップ作り	等
②ふれあい・いきいきサロン活動	文化祭開催	広報、印刷代費
	料理教室	指導料・講師謝礼
	交流イベント開催	事務消耗品費
	介護予防教室	等
③ボランティア活動	緑化運動	資材、機材購入費
	環境美化	備品・物品購入費
	リサイクル活動	事務消耗品費
	募金活動	ユニフォーム作成費
	高齢者、障がい者、子育て支援	等
④防災・防犯、治安力を高める計画づくり・実践活動	防災・防犯ボランティアコーディネーター育成	指導料・講師謝礼
	防災・防犯教育	交通費
	防災・防犯マップづくり	等
⑤その他、活動効果が期待される新たな地域福祉活動		

【対象とならない経費】

	対象とならない経費例
・会費・構成員の親睦にかかる経費	飲食費・人件費及び費用弁償費、寄付金など
・会食・飲食を主目的としたものにかかる経費	飲食費(主催者の食事代)など
・事務所費・光熱費・会議費など団体の経常経費(単年度助成のため)	事務所の借り上げ料、内部講師謝礼など
・他の助成金・補助金等を受けているもの	
・個人の所有にかかわる消耗・備品購入費及びその経費	個人所有の消耗・備品購入費及び経費